

日本海べにずわいがに漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2班までご連絡下さい。

電話番号:03-6744-2363(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(令和7年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
べにずわい第2号	第八十八眞盛丸	124	※
べにずわい第3号	第八十八興洋丸	145	※
べにずわい第6号	八幡丸	88.23	※
べにずわい第16号	第八十八漁徳丸	112	※
べにずわい第23号	第八十八明神丸	145	※
べにずわい第24号	第三十八やよい丸	122	※
べにずわい第26号	第八大岩丸	75	※
べにずわい第32号	第七十八丸中丸	147	※
べにずわい第35号	第六十八かがみ丸	122	※
べにずわい第36号	第三十五菊栄丸	98	※
べにずわい第37号	第二十八常盤丸	113	※

※操業区域：漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年1月22日農林省令第5号)別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域

次に掲げる海域以外の日本海の海域

一 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水

二 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域

イ 北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線

ロ 北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線

ハ 北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線

ニ 北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。